

2021年5月20日

衆議院 厚生労働委員 各位

## 要 請 書

理化学研究所は、8割弱が有期雇用職員です。職員が都合よく使い捨てにされ、優秀な研究者、技術者、職員がやむなく理研から離れざるを得ないという実態があります。

私たちが現在、最も危惧しているのは、理研が労働契約法の改正をうけ、無期雇用転換を逃れるために、2016年に事務系職員には5年、研究系職員には10年の雇用上限を一方的に押し付けたことにより、大量の雇止めが発生することです。

雇用上限があるのは、事務系で582人、研究系で2268人です（2月現在）。何の手立ても打たなければ、数年でこれらの職員の多数が雇止めとなります。そうなれば研究現場で混乱が起き、研究活動に支障が出ることは明らかです。

大学や国立研究機関での不安定な非正規雇用の広がりによって、優秀な院生・学生が研究職を目指さなくなっています。研究者の卵である博士課程の大学院生が減り、これが一つの原因で日本の研究力が低下しています。

文部科学省もこれを改善するために、博士課程院生への経済的支援を充実しようとされています。それならば、大量の雇止めの強行などは中止し、博士課程修了者に安定した雇用をつくることこそが求められています。

そもそも理研が導入した雇用上限は、雇用の安定化をめざした労働契約法の趣旨に反する脱法行為です。

私たち「理研の非正規雇用問題を解決するネットワーク」は、日本の研究力低下を憂い、理研の非正規雇用問題を解決するために集まった、理研本部のある和光市の市民、労働組合、理化学研究所労働組合の役員などによる有志グループです。大量雇止めを回避するために、その原因となっている雇用上限の撤廃を求める署名を広く集め（インターネット署名611筆、紙による署名5106筆）、理化学研究所に3月11日付で提出しました。しかし、松本紘理事長から要請を拒否する回答が寄せられました。

労働契約法の趣旨に則って雇用上限を撤廃することは、理研だけの問題ではありません。すべての労働者の権利向上、待遇改善につながる課題です。政府は、法に則って無期転換した場合、所管省庁がその人件費の増額を求める旨の答弁をしています（2018年2月1日、参議院予算委員会）。

つきましては、国会議員の皆様に、理研における大量雇止めを回避するために、以下のことを要請いたします。

### 記

- 1、無期転換を逃れる目的での雇止めを禁止するよう労働法制を見直すこと
- 2、労働契約法に則って無期転換した場合の人件費の増額分を確保すること

理研の非正規雇用問題を解決するネットワーク